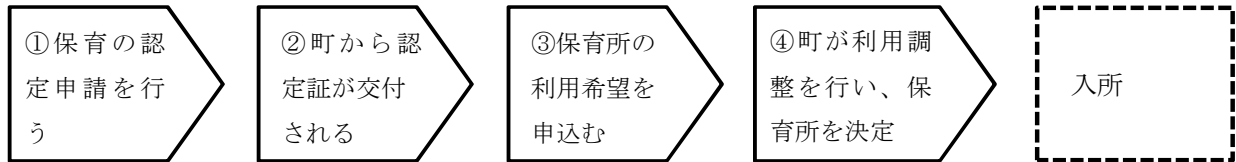


保育所申請のご案内

☎ 田布施町 町民福祉課 児童係 TEL 0820-52-5810

(1) 申請の流れ



申請方法		備考
申請期間	入所を希望する月の前月 1 日～10 日	10 日が土日祝の場合は前の開庁日が期限
提出先	田布施町 町民福祉課 児童係(役場 1 階 3 窓口)	保育所提出不可
提出書類	保育(認定・変更)申請書 1 枚	上記①認定申請と③利用申請を兼ねた書類
	保育の必要性を証明する書類 1～2 枚	詳細は(2)へ
	多子世帯保育料等軽減事業申請書 1 枚	詳細は(5)へ ※第3子以降の児童のみ提出

※申請は提出書類がすべて揃っていないと受理できません。ご不明な点は、お問い合わせください。

(2) 保育の必要性の認定事由

保育所を利用するには、児童の保護者のいずれもが、以下の事由のいずれかに該当する必要があります。

事由	基準	提出書類
就労	1 か月あたり 48 時間以上労働することが常態である	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ・変則就労の場合は直近 1 か月のシフト表(実績なしの場合は翌月予定分) ・自営業の場合は直近の確定申告書の写し ・新規開業の場合は開業届 など
妊娠・出産	出産前 2 か月 出産後 3 か月である	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする申立書 ・母子手帳の写し
保護者の疾病・障がい	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・疾病・負傷している ・精神や身体に障がい有している 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする申立書 ・診断書または手帳の写し
親族の介護・看護	親族を常時看護または介護している	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする申立書 ・診断書または手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し 等
就学	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする申立書 ・学生証、在学証明書 等
求職活動	求職活動(起業準備含む)を行っている ※有効期間は 3 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動申立書
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする申立書 ・り災証明書
その他	上記に類する場合で町長が特に認める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする申立書

(3) 保育時間

(2) の認定事由（勤務状況、家庭状況含む）に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分します。区分により、保育の利用時間と保育料が変わります。

保育必要量	保育の利用時間	勤務時間／1か月あたり
保育標準時間	1日 11時間まで利用可能	120時間以上（フルタイム勤務の想定）
保育短時間	1日 8時間まで利用可能	48時間以上 120時間未満（パートタイム勤務の想定）

(4) 保育料（0～2歳クラス）・副食費徴収免除（3～5歳クラス）

- ・保育料・副食費徴収免除対象者は、保護者の「町民税所得割額」によって決まります。
- ・保育料は、同じ階層であっても、「保育標準時間」と「保育短時間」で金額が異なります。
- ・前期（4～8月）と後期（9～翌年3月）で、算定根拠である町民税所得割額の基準年度が切り替わるため、児童の保育料・副食費徴収免除の対象が変更となる場合があります。
- ・前期は前年1月1日、後期は当年1月1日時点で田布施町に住民登録がない保護者は、その時点の居住自治体名を、申請書内の記載欄にご記入ください。（県内は市町村名のみ、県外は県名と市町村名）
例：県内の場合→柳井市 県外の場合→広島県大竹市
- ・保育料・副食費徴収免除対象者の決定後、各ご家庭に通知します。（前期は4月中旬頃、後期は9月中旬頃、途中入所の場合は随時）

町では、保育料の口座振替を推進しています。申込書類は町内各銀行・信用金庫・農協に備え付けてありますので、通帳と通帳印を持参の上、各機関の窓口でお手続きをお願いいたします。

(5) 県による多子世帯の保育料等減免について

世帯のうち第3子以降の児童に対し、所得によって保育料が半額または全額減免となる制度があります。申込対象の児童が第3子以降の場合は、同封の「多子世帯保育料等軽減事業申請書」に必要事項を記入し、保育申請書と併せて提出してください。

※幼児教育・保育無償化制度により保育料無償となる児童も、第3子以降の児童であれば提出してください。

※兄弟の年齢により、第3子とカウントされないケースがあります。

※国による無償化や減免については、書類等の提出は不要です。

(6) 発達やアレルギーなど、保育に特別な配慮を必要とする児童の利用について

心身の発達に遅れがあるなどの理由により、健康面や発達面で特別な配慮を必要とする場合、児童の状況や施設環境等から保育の希望に添えない場合があります。入所を検討する際は、事前に町役場町民福祉課児童係にご相談ください。

また、町内保育所では、入所後に児童の成長に伴い集団保育が困難な状況などが見られる場合、保護者の皆さまに対し、お子さまへの療育等に関する相談をさせていただくことがあります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

併せて、アレルギー等がある児童については、申請時に窓口にてご報告をお願いいたします。

保育必要量や保育の事由など、申請いただいた内容から変更があった際は、早急に町民福祉課児童係へご相談ください。保育料や保育時間に影響する場合があります。（原則翌月より反映）